

第4回公園施設点検技士講習・資格試験実施案内

一般社団法人 日本公園施設業協会

はじめに

わが国では社会インフラの老朽化が急速に進んでおり、国や地方公共団体の財政状況が深刻化する中で、的確な点検に基づいて適切に維持管理・更新を図っていくことが求められています。そして、的確な点検を行うためには、専門的な知識、技術を有する専門技術者が国等の定める規準等に基づき適正に実施する必要があります。

「公園施設点検技士」は、公園施設の定期点検業務において、「公園施設点検管理士」の管理の下、担当技術者として、国や一般社団法人日本公園施設業協会（以下、「協会」という。）が定めた規準・マニュアル等に基づいて、適正に業務を遂行できる能力を有する者として協会が認定するもので、国土交通省の民間資格認定登録制度により、公園施設（遊具）の点検・診断業務の担当技術者資格として唯一登録されています。

「公園施設点検技士」の称号は、協会が実施する講習を受講し、資格試験に合格し、登録簿に登録された者に与えられます。

つきましては、「第4回公園施設点検技士講習・資格試験」を以下のとおり実施いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 日程、会場、定員

(1) 日程	平成30年8月22日（水）～8月23日（木）2日間		
1日目	受	付	9:00～
	講	習	10:00～12:00
	昼	食	12:00～13:00
	講	習	13:00～17:00
2日目	講	習	9:00～12:00
	昼	食	12:00～13:00
	講	習	13:00～14:30
	試	験(択一・記述)	15:00～17:00
	終了	・解散	17:00

(2) 会 場 東京農業大学 世田谷キャンパス
東京都世田谷区桜丘1-1-1

(3) 定 員 150名

2. 講習の内容

講習内容	時間
関係法令等	1時間
公園施設の材料	2時間
遊具の安全規準	4時間
遊具の事故事例	1時間
定期点検に関する規準	1時間
点検マニュアル	2時間
合 計	11時間

3. 受講・受験資格

(1) 公園施設点検技士の講習の受講資格は、次のとおりです。

①公園施設の点検業務に関して5年以上の実務経験を有する者。

※「実務経験」とは、公園施設の点検業務に直接的に関わる職務経験をいい、具体的には次のものをいう。経験年数は平成30年6月末日時点で計算するものとする。

- 1) 公園施設の管理者からの委託を受けて、公園施設の日常点検、定期点検または精密点検に直接関わった経験
- 2) 公園施設の管理者として、公園施設の日常点検または定期点検に直接関わった経験
- 3) 公園施設の製造者として、公園施設の初期点検に直接関わった経験

(2) 公園施設点検技士の資格試験の受験資格は、次のいずれかです。

①今年度の「公園施設点検技士講習」を全て終了した者

②前年度の「公園施設点検技士講習」を受講し、試験に不合格となった者

※ 講習の受講義務はなく試験のみ受験する事が出来ます。「講習・試験申請書」の「申請内容」欄の「試験のみ」に○印及び昨年の受験番号を

記入し、申請受付期間内に申請してください。なお、再受講・受験の両方を希望する場合は、(6. 受講・受験料)の全額を申し受けます。

4. 試験の内容

四者択一問題・記述問題 120分

(出題範囲)

- ①公園施設に関する基礎知識
- ②公園施設関係法令
- ③公園施設の点検・診断に係る指針
- ④公園施設の点検・診断技術、点検・診断方法に関する知識
- ⑤公園施設の方法、修繕に関する知識

5. 受講・受験申請手続き

(1) 申請受付期間

平成30年6月25日(月)～7月13日(金) ※締切日の消印有効
※定員に達し次第、申請受付期間中でも締切とさせていただきます。

(2) 申請方法

受講・受験希望者は、「申請関係書類」を簡易書留で下記書類送付先へ郵送して下さい。

書類送付先

〒104-0043 東京都中央区湊2-12-6
一般社団法人 日本公園施設業協会事務局

(3) 申請関係書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。ただし資格試験のみを希望する場合は、②は不要です。

- ①受講・受験申請書(様式1) 1通
(裏面に受講・受験料振込控え(コピー可)貼付)
- ②業務経歴書(様式2) 1通

*受験資格に定める点検実務経歴が複数の勤務先により成立する場合は、(様式3)により、該当する全ての勤務先の在籍証明を添付する

- ③顔写真 2枚（うち1枚は様式1に貼付）
（申請前6ヶ月以内のもの、正面、脱帽、上三分身、背景無地、
裏面に氏名を記入、30mm×24mm、カラー）

※申請に必要な書類は当協会のホームページからダウンロードできます。

（4）申請関係書類の作成要領

- ①申請関係書類は、記入例を参照し、すべての項目を黒のインクの万年筆
又はボールペンを用いて楷書で丁寧かつ正確に記入してください。
- ②業務経歴書は実務経験年数の条件が満たされれば、記入欄のすべての行
に記入する必要はありません。
- ③業務経歴の証明には、勤務先の社印（機関印）及び業務経歴証明権者の公
印が必要です。勤務先が倒産等で、当時の事業主等の証明が取れない場合
は、現在の事業主の証明でも結構です。

6. 受講・受験料

32,400円（消費税込み（テキスト代含む））

*「受講・受験資格（2）②」で試験のみ受験者は10,800円（消費税
込み）

受講・受験料は、下記の銀行の協会口座に振込み、振込控え（コピー可）の
余白に会社名、申請者名を記入して受講・受験申請書に貼付して下さい。

なお、一旦納付された受講・受験料は、7. で受講資格がないと判定された
場合を除き、いかなる理由によっても返却できませんので、予めご了承願いま
す。

振込先

みずほ銀行 新川支店 普通預金 1457601

口座名 一般社団法人 日本公園施設業協会

※恐れ入りますが、振込手数料は申請者でご負担願います。

7. 受講・受験票の送付

受講適格者には、8月上旬に受講・受験票、テキスト、講習会場案内図、時
間割及び受講・受験にあたっての注意事項を送付いたします。

受講資格がないと判定された方にはその旨を連絡いたします。

8. 合否判定

資格試験の合否判定は外部の学識経験者で構成する審査委員会で行い、公園施設の点検業務を適正に遂行するのに必要な知識及び職務能力を有していると認められた場合に、合格とします。

9. 合格発表

平成30年10月上旬頃を予定しています。

合格者は、協会のホームページで発表いたします。また資格試験に合格したことを証する証書を発行し、郵送致します。

*電話・メール等による合否確認及び試験問題、解答の内容、個人得点に関するお問い合わせはお受け出来ません。

10. 登録

「公園施設点検技士」となるには、資格試験に合格した後、所定の登録申請書に登録料を添えて協会に申請し、公園施設点検技士登録簿に登録される必要があります。

登録者には、登録証と携帯登録証を交付します。

登録証の交付を受けた者は、「公園施設点検技士」を称することができます。

登録の有効期間は、登録証が交付された日から3年間です。

登録の更新を受けるためには、公園施設点検技士更新講習の受講が必要です。

11. 登録手続き及び登録料

登録希望者は、合格証と一緒に送付する登録申請書に必要事項を記入の上で、5. (2) の書類送付先に郵送して下さい。

登録料は、5,400円（消費税込み）です。

6. の振込先に振込の上で、振込控え（コピー可）を登録申請書に貼付して下さい。

12. その他の注意事項

- ① 受講・受験関係書類を提出してから住所を変更した者は、協会に速やかに文書で連絡して下さい。
- ② 講習・試験日の1週間前までに受講・受験票がお手元に到着しないときは、協会に問い合わせてください。
- ③ 申請された申込書類に虚偽または不正の事実があった場合には、受講が出

来ません。また以降判明した場合には、資格を取り消す場合がございます。

- ④ 講習・試験会場へは自動車・バイクでの来場は出来ません。
- ⑤ 講習・試験当日に車椅子・松葉杖等を使用する場合には、受講・受験票到着後できる限り早い段階で協会事務局までご連絡下さい。可能な限り対応致します。

13. お問い合わせ

お問い合わせは下記協会事務局までお願い致します。

- メールによるお問い合わせ：info@jpfa.or.jp
- 電話によるお問い合わせ： 03-3297-0905

14. 一般社団法人 日本公園施設業協会のプライバシーポリシー

- ① 当協会は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、受講・受験者の個人情報保護に努めます。
- ② 当協会は、受講・受験申込の際の業務遂行上必要な事項として受講・受験者氏名、生年月日、住所、メールアドレス等を収集します。ただしこれらの情報は、当該目的の外は受講・受験者が認めた内容以外には使用致しません。
- ③ 受講・受験者個人を特定する情報は、外部に対して一切公開、提供致しません。
- ④ ただし登録を受けた方の情報は、点検等の発注者の資格保有者確認の目的にのみ利用します。
- ⑤ 個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の防止に努めます。